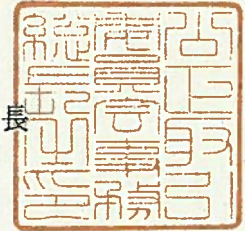


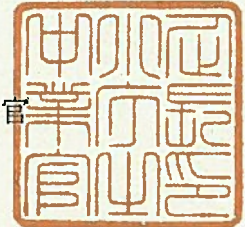
公取企第54号
平成23・08・22中庁第1号
平成23年10月3日

親事業者団体 代表者 殿

公正取引委員会事務総長



中小企業庁長官



下請取引適正化推進月間の実施について

貴団体におかれましては、平素から、下請取引の適正化及び下請中小企業の振興に多大なる御尽力を頂き、感謝いたしております。

さて、我が国の景気は、電力供給の制約や原子力災害の影響、海外景気の下振れ懸念に加え、為替レート・株価の変動等によっては、景気が下振れするリスクが存在している状況にあり、下請事業者の多くが依然として厳しい対応を迫られております。このため、公正取引委員会及び中小企業庁では、下請取引の一層の適正化を推進するため、下請代金支払遅延等防止法の厳正な運用等に努めているところであります。

このような状況の下、本年度においても、11月を「下請取引適正化推進月間」とし、別添実施方針及び講習会募集要領に基づき、公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課及び各地方事務所等並びに中小企業庁事業環境部取引課及び各経済産業局等においてそれぞれ下請取引適正化推進講習会等を実施することといたしましたので、引き続きこれに関する広報等について御協力方よろしくお願い申し上げます。

(別 添)

「下請取引適正化推進月間」の実施について (実施方針)

平成23年10月
公正取引委員会
中小企業庁

公正取引委員会及び中小企業庁は、下請取引の適正化について、従来、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）の厳正な運用と違反行為の未然防止、下請中小企業振興法に基づく振興基準の遵守を指導すること等を通じ、その推進を図ってきている。

特に、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」とし、この期間に下請法の普及・啓発事業を集中的に行うこととしており、本年度の「下請取引適正化推進月間」においては下記の事業を行う（詳細は別紙参照）。

記

- 1 47都道府県（60会場）において、親事業者の下請取引担当者を対象に、下請法及び下請中小企業振興法の趣旨・内容を周知徹底するために下請取引適正化推進講習会を開催する。
- 2 新聞、雑誌等を通じ、全国的に下請取引の適正化に関する普及・啓発を行う。
- 3 都道府県、下請企業振興協会、商工会議所、商工会連合会及び商工会、中小企業団体中央会、事業者団体等の機関誌を通じ、下請取引の適正化に関する普及・啓発を行う。
- 4 公正取引委員会、経済産業省、都道府県、中小企業関係団体、事業者団体等の施設にポスター、たれ幕等を掲示することにより、下請取引の適正化に関する普及・啓発を行う。

(問い合わせ先)

公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課 電話 03(3581)3375 (直通)

中小企業庁事業環境部取引課 電話 03(3501)1669 (直通)

下請取引適正化推進月間の事業

1 下請取引適正化推進講習会の開催（公正取引委員会及び中小企業庁主催）

47都道府県（60会場）

公正取引委員会・地方事務所等主催		中小企業庁・経済産業局主催	
都道府県	開催日	都道府県	開催日
北海道	11月10日(木)	秋田県	11月9日(水)
"	11月14日(月)	山形県	11月22日(火)
"	11月22日(火)	福島県	11月25日(金)
青森県	11月22日(火)	茨城県	11月30日(水)
岩手県	11月25日(金)	東京都	11月14日(月)
宮城県	11月29日(火)	"	11月21日(月)
栃木県	11月22日(火)	"	11月25日(金)
群馬県	11月11日(金)	神奈川県	11月7日(月)
埼玉県	11月9日(水)	新潟県	11月18日(金)
千葉県	11月2日(水)	山梨県	11月2日(水)
東京都	11月24日(木)	静岡県	11月8日(火)
"	11月28日(月)	富山県	11月18日(金)
"	11月30日(水)	石川県	11月25日(金)
長野県	11月18日(金)	愛知県	11月29日(火)
岐阜県	11月18日(金)	福井県	11月15日(火)
愛知県	11月8日(火)	大阪府	11月2日(水)
三重県	11月11日(金)	"	11月28日(月)
滋賀県	11月30日(水)	兵庫県	11月8日(火)
京都府	11月21日(月)	和歌山県	11月11日(金)
大阪府	11月9日(水)	鳥取県	11月24日(木)
"	11月16日(水)	島根県	11月25日(金)
奈良県	11月1日(火)	愛媛県	11月25日(金)
岡山県	11月16日(水)	高知県	11月16日(水)
広島県	11月15日(火)	福岡県	11月15日(火)
山口県	11月17日(木)	佐賀県	11月16日(水)
徳島県	11月11日(金)	熊本県	11月21日(月)
香川県	11月4日(金)	宮崎県	11月24日(木)
福岡県	11月1日(火)		
"	11月2日(水)		
長崎県	11月7日(月)		
大分県	11月14日(月)		
鹿児島県	11月9日(水)		
沖縄県	11月18日(金)		

2 たれ幕・ポスター等の掲示

(1) たれ幕の掲示

経済産業省及び経済産業局の各庁舎に掲示

(2) ポスターの掲示

公正取引委員会及び地方事務所等の各庁舎，経済産業省及び経済産業局の各庁舎，都道府県，下請企業振興協会，商工会議所，商工会連合会及び商工会，中小企業団体中央会，事業者団体等の施設に掲示

3 その他（広報予定）

(1) 政府広報等

① 経済産業省公報に掲載

② 公正取引委員会及び中小企業庁のホームページに掲載

③ 新聞（一般紙，業界紙），雑誌等に掲載

(2) 都道府県及び中小企業団体等の機関誌

都道府県，下請企業振興協会，商工会議所，商工会連合会及び商工会，中小企業団体中央会，事業者団体等の機関誌に掲載

下請取引適正化推進講習会受講者募集要領

平成23年10月
公正取引委員会
中小企業庁

1 下請取引適正化推進講習会の趣旨・内容

下請取引の適正化を一層推進するため、親事業者の下請取引担当者を対象に下請取引適正化推進講習会（以下「講習会」という。）を開催し、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の趣旨・内容を周知徹底する。

2 講習会受講者の募集方法

(1) 一般公募

ア 公募方法

都道府県、下請企業振興協会、商工会議所、商工会連合会及び商工会、中小企業団体中央会、事業者団体、報道機関等を通じて広く一般に受講者を募集する。

イ 受講希望者の申込方法

受講希望者は、公正取引委員会又は各地方経済産業局のホームページから申し込むものとする。

(2) 案内状による募集

ア 募集方法

講習会の対象となる事業所に対して、必要に応じ、案内状を送付して受講者を募集する。

イ 受講希望者の申込方法

受講希望者は、公正取引委員会又は各地方経済産業局のホームページから申し込むものとする。

3 その他

(1) 1事業所当たりの申込可能人数は、会場の収容数に鑑み、原則として2名以内とする。

(2) 講習会の受講対象者は、物品の製造（加工を含む。）、修理、情報成果物の作成又は役務提供（建設業を除く。）を業とする事業者の下請取引担当者とする。

(3) 講習会で使用するテキスト等は講習会当日に会場で配布する。

(4) 講習会の参加費は無料とする。

(5) 本年度の講習会開催地、開催日及び申込先は別紙のとおりである。

(6) 講習会の募集については、会場の都合により、定員になり次第締め切ることとする。

(7) 申込みの際に入手した個人情報、講習会業務以外の目的には使用しない。

平成23年度下請取引適正化推進講習会の開催場所等について (別紙)

(公正取引委員会主催)

開催地	開催日時	開催場所	募集定員	申込先
北海道	11月10日(木) 13:30~15:30	旭川市常盤通1 道北経済センター 6階 研修室	40名	〒060-0042 札幌市中央区大通西12 札幌第3合同庁舎 公正取引委員会事務総局 北海道事務所下請課 TEL 011(231)6300 FAX 011(261)1719 ※当委員会のホームページからお申し込みください。 http://www.jftc.go.jp/
	11月14日(月) 13:30~16:30	札幌市中央区北2条西7 かでの2・7 北海道立道民活動センター 大会議室	200名	
	11月22日(火) 9:30~11:30	釧路市大町1-1-1 道東経済センタービル 会議室	40名	
青森県	11月22日(火) 13:00~16:00	青森市安方1-1-40 青森県観光物産館 アスパム 6階 八甲田	120名	〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎 公正取引委員会事務総局 東北事務所下請課 TEL 022(225)8420 FAX 022(261)3548 ※当委員会のホームページからお申し込みください。 http://www.jftc.go.jp/
岩手県	11月25日(金) 13:30~16:30	盛岡市盛岡駅西通1-7-1 いわて県民情報交流センター アイーナ 8階 会議室803	120名	
宮城県	11月29日(火) 13:30~16:30	仙台市青葉区柏木1-2-45 フォレスト仙台 2階 フォレストホール	200名	
栃木県	11月22日(火) 13:30~16:30	宇都宮市本町1-8 栃木県総合文化センター 3階 第1会議室	150名	〒100-8987 千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟 公正取引委員会事務総局 取引部企業取引課 TEL 03(3581)3375 FAX 03(3581)1800 ※当委員会のホームページからお申し込みください。 http://www.jftc.go.jp/
群馬県	11月11日(金) 10:00~12:00	前橋市南町3-62-1 前橋市民文化会館 4階 第5会議室	100名	
埼玉県	11月9日(水) 13:30~16:30	さいたま市浦和区仲町3-5-1 埼玉県県民健康センター 2階 大ホール	300名	
千葉県	11月2日(水) 13:30~16:30	千葉市美浜区高洲3-8-5 ヴェルシオーネ若潮 2階 福宝の間	200名	
東京都	11月24日(木) 13:30~16:30	新宿区新宿7-26-9 フィオーレ東京 地下1階 ローズルーム	250名	
	11月28日(月) 13:30~16:30		250名	
	11月30日(水) 13:30~16:30		250名	
長野県	11月18日(金) 13:30~16:30	長野市中御所岡田町131-4 ホテル信濃路 2階 穂高	150名	
岐阜県	11月18日(金) 13:30~16:30	岐阜市鶴舞町2-6-7 ワークプラザ岐阜 5階 大ホール	150名	〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館 公正取引委員会事務総局 中部事務所下請課 TEL 052(961)9424 FAX 052(971)5003 ※当委員会のホームページからお申し込みください。 http://www.jftc.go.jp/
愛知県	11月8日(火) 13:30~16:30	名古屋市熱田区熱田西町1-1 名古屋国際会議場 4階 レセプションホール	300名	
三重県	11月11日(金) 13:30~16:30	津市一身田上津部田1234 三重県総合文化センター 4階 大研修室	150名	
滋賀県	11月30日(水) 13:30~16:30	大津市打出浜2-1 コラボしがた21 3階 大会議室	100名	〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館 公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所下請課 TEL 06(6941)2176 FAX 06(6943)7214 ※当委員会のホームページからお申し込みください。 http://www.jftc.go.jp/
京都府	11月21日(月) 13:30~16:30	京都市右京区西院東中水町17 京都府中小企業会館 2階 大ホール	200名	
大阪府	11月9日(水) 13:30~16:30	大阪市中央区本町橋2-8 大阪商工会議所 地下1階 1号会議室	200名	
	11月16日(水) 13:30~16:30	大阪市天王寺区石ヶ辻町19-12 ホテルアウィーナ大阪 4階 金剛の間	300名	
奈良県	11月1日(火) 13:30~16:30	奈良市登大路町38-1 奈良県中小企業会館 4階 大会議室	150名	〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館 公正取引委員会事務総局 中国支所下請課 TEL 082(228)1501 FAX 082(223)3123 ※当委員会のホームページからお申し込みください。 http://www.jftc.go.jp/
岡山県	11月16日(水) 13:30~16:30	岡山市北区奉還町2-2-1 岡山国際交流センター 8階 イベントホール	180名	
広島県	11月15日(火) 13:30~16:30	広島市中区千田町3-7-47 広島県情報プラザ 地下2階 多目的ホール	200名	
山口県	11月17日(木) 13:30~16:30	山口市大手町2-18 山口県教育会館 5階 第一研修室	130名	〒760-0068 高松市松島町1-17-33 高松第2地方合同庁舎 公正取引委員会事務総局 四国支所下請課 TEL 087(834)1441 FAX 087(862)1994 ※当委員会のホームページからお申し込みください。 http://www.jftc.go.jp/
徳島県	11月11日(金) 13:30~16:30	徳島市沖浜東2-16 徳島市生涯福祉センター 2階 第2会議室	80名	
香川県	11月4日(金) 13:30~16:30	高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎 低層棟2階 アイホール	100名	
福岡県	11月1日(火) 13:30~16:00	福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎本館 2階 第2会議室~第6会議室	100名	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館 公正取引委員会事務総局 九州事務所下請課 TEL 092(431)6032 FAX 092(474)5465 ※当委員会のホームページからお申し込みください。 http://www.jftc.go.jp/
	11月2日(水) 13:30~16:00		100名	
長崎県	11月7日(月) 13:30~16:00	長崎市桜町9-6 長崎県勤労福祉会館 4階 2・3合併会議室	80名	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館 内閣府沖縄総合事務局 総務部公正取引室 TEL 098(866)0049 FAX 098(860)1110 ※当委員会のホームページからお申し込みください。 http://www.jftc.go.jp/
大分県	11月14日(月) 13:30~16:00	大分市東春日町1-1 大分県消費生活・男女共同参画プラザ アイネス 2階 大会議室	100名	
鹿児島県	11月9日(水) 13:30~16:00	鹿児島市山下町5-3 宝山ホール(鹿児島県文化センター) 3階 第6会議室	80名	
沖縄県	11月18日(金) 13:30~16:30	那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館 2階 大会議室	100名	

(注) 申込可能人数は、会場の収容人数に鑑み、1事業所当たり原則として2名以内とします。ただし、募集定員欄に○印のある開催場所は1事業所当たりの人数制限はありません。

平成23年度下請取引適正化推進講習会の開催場所等について

(中小企業庁主催)

開催県	開催日時	開催場所	募集定員	申込先
秋田県	11月9日(水) 13:30～16:30	秋田市山王4-2-12 県庁南側 ルポールみずほ 大会議室	100名	〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎 東北経済産業局産業部中小企業課 TEL 022(221)4922 FAX 022(215)9463 ※当局のホームページからお申し込みください。 http://www.tohoku.meti.go.jp/
山形県	11月22日(火) 13:30～16:30	山形市平久保100番地 山形国際交流プラザ 山形ビッグウイング 中会議室	100名	
福島県	11月25日(金) 13:30～16:30	福島県郡山市日和田町高倉字下中道116番地 福島県農業総合センター 多目的ホール	120名	
茨城県	11月30日(水) 13:30～17:00	水戸市笠原町978-25 茨城県開発公社ビル 茨城県開発公社 3階 大会議場	100名	〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎第1号館 関東経済産業局産業部中小企業課下請代金検査官室 TEL 048(600)0325 FAX 048(601)1294 ※当局のホームページからお申し込みください。 http://www.kanto.meti.go.jp/
東京都	11月14日(月) 13:30～17:00	千代田区一ツ橋2-6-2 日本教育会館 第1会議室	250名	
	11月21日(月) 13:30～17:00	千代田区一ツ橋2-6-2 日本教育会館 第1会議室	250名	
	11月25日(金) 13:30～17:00	千代田区一ツ橋2-6-2 日本教育会館 第1会議室	250名	
神奈川県	11月7日(月) 13:30～17:00	横浜市中区山下町24-1 ワークピア横浜 2階 おしどり・くじゃく	230名	
新潟県	11月18日(金) 13:30～17:00	新潟市中央区万代島6-1 朱鷺メッセ 中会議室	150名	
山梨県	11月2日(水) 13:30～17:00	甲府市相生2-2-17 甲府商工会議所 5階 多目的ホール	150名	
静岡県	11月8日(火) 13:30～17:00	静岡市葵区黒金町20-8 静岡商工会議所 静岡事務所会館 5階ホール	150名	
富山県	11月18日(金) 13:30～16:30	富山市奥田新町8-1 ボルファートとやま 4階 珊瑚の間	100名	〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2 中部経済産業局産業部中小企業課 TEL 052(951)2748 FAX 052(951)9800 ※当局のホームページからお申し込みください。 http://www.chubu.meti.go.jp/
石川県	11月25日(金) 13:30～16:30	金沢市鞍月2-1 石川県地場産業振興センター 新館第12研修室	100名	
愛知県	11月29日(火) 13:30～16:30	名古屋市熱田区熱田西町1-1 名古屋国際会議場 4階 レセプションホール	300名	
福井県	11月15日(火) 13:30～16:30	福井市手寄1-4-1(アオッサ) 福井地域交流プラザ 研修室601BC	180名	〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館 近畿経済産業局産業部中小企業課下請取引適正化推進室 TEL 06(6966)6037 FAX 06(6966)6083 ※当局のホームページからお申し込みください。 http://www.kansai.meti.go.jp/
大阪府	11月2日(水) 13:30～16:30	大阪市天王寺区石ヶ辻町19-12 ホテルアウィーナ大阪 4階 金剛の間	400名	
	11月28日(月) 13:30～16:30	大阪市天王寺区石ヶ辻町19-12 ホテルアウィーナ大阪 4階 金剛の間	400名	
兵庫県	11月8日(火) 13:30～16:30	神戸市中央区港島中町6-1 神戸商工会館 神商ホール	250名	
和歌山県	11月11日(金) 13:30～16:30	和歌山市西汀丁36 和歌山商工会議所 4階大ホール	150名	
鳥取県	11月24日(木) 13:30～16:30	鳥取市尚徳町101-5 鳥取県立県民文化会館(とりぎん文化会館)2階 第1会議室	100名	〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第2号館 中国経済産業局産業部中小企業課 TEL 082(224)5661 FAX 082(224)5643 ※当局のホームページからお申し込みください。 http://www.chugoku.meti.go.jp/
島根県	11月25日(金) 13:30～16:30	松江市学園南1-2-1 島根県立産業交流会館(くにびきメッセ)6階 601大会議室	100名	
愛媛県	11月25日(金) 13:30～16:30	松山市久米窪田町337-1 テクノプラザ愛媛 1階 テクノホール	150名	〒760-8512 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎 四国経済産業局産業部中小企業課 TEL 087(811)8529 FAX 087(811)8558 ※当局のホームページからお申し込みください。 http://www.shikoku.meti.go.jp/
高知県	11月16日(水) 13:30～16:30	高知市布師田3992-2 高知ぢばさんセンター 2階 研修室1	100名	
福岡県	11月15日(火) 13:30～16:30	北九州市小倉北区紺屋町13-1 毎日西部会館9階 北九州商工会議所 大ホール	150名	〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1福岡合同庁舎 九州経済産業局産業部中小企業課 TEL 092(482)5450 FAX 092(482)5393 ※当局のホームページからお申し込みください。 http://www.kyushu.meti.go.jp/
佐賀県	11月16日(水) 13:30～16:30	佐賀市天神2-1-36 グランデはがくれ1階 ハーモニーホールB	100名	
熊本県	11月21日(月) 13:30～16:30	熊本市手取本町8-9 テトリアくまもとビル9階 くまもと県民交流館パレオ 会議室1	100名	
宮崎県	11月24日(木) 13:30～16:30	宮崎市高千穂通1-1-33 宮日会館10階 会議室	100名	

(注)申込可能人数は、会場の収容人数に鑑み、1事業所当たり原則として2名以内とします。ただし、募集定員欄に○印のある開催場所は1事業所当たりの人数制限はありません。

(広報原案)

1 1 月は下請取引適正化推進月間です。

平成23年度下請取引適正化推進月間キャンペーン標語

交付しよう 発注書面 トラブル回避の第一歩

1 1 月は下請取引適正化推進月間です。全国各地において下請取引適正化推進講習会（参加費無料）を開催するほか、全国の公正取引委員会の地方事務所等や経済産業省の地方経済産業局等で、下請取引に関する相談等にも応じています。

詳しくは次の連絡先にお問い合わせください。

公正取引委員会 取引部企業取引課 03-3581-3375 (ホームページ http://www.jftc.go.jp/)		中小企業庁 事業環境部取引課 03-3501-1669 (ホームページ http://www.chusho.meti.go.jp/)	
北海道事務所	011-231-6300	北海道経済産業局	011-709-1783
東北事務所	022-225-8420	東北経済産業局	022-221-4922
取引部企業取引課	03-3581-3375	関東経済産業局	048-600-0325
中部事務所	052-961-9424	中部経済産業局	052-951-2748
近畿中国四国事務所	06-6941-2176	近畿経済産業局	06-6966-6037
中国支所	082-228-1501	中国経済産業局	082-224-5661
四国支所	087-834-1441	四国経済産業局	087-811-8529
九州事務所	092-431-6032	九州経済産業局	092-482-5450
沖縄総合事務局総務部 公正取引室	098-866-0049	沖縄総合事務局経済産業部	098-866-1755

下請取引については、「下請代金支払遅延等防止法」や「下請中小企業振興法」による振興基準において、親事業者（発注者）の義務や禁止行為のルールなどが定められています。公正取引委員会及び中小企業庁では、定期的に下請取引の実態を調査し、下請取引適正化のための指導を行っています。

下請代金支払遅延等防止法

【親事業者の義務】

- 取引条件等を記載した注文書の交付
- 下請取引に関する事項を記載した書類の作成と保存
- 下請代金の支払期日を定めること
- 遅延利息の支払

【親事業者の禁止行為】

- 受領拒否
- 下請代金の支払遅延
- 下請代金の減額
- 返品
- 買ったたき
- 物の購入強制・役務の利用強制
- 報復措置
- 有償支給原材料等の対価の早期決済
- 割引困難な手形の交付
- 不当な経済上の利益の提供要請
- 不当な給付内容の変更・やり直し

下請中小企業振興法

【振興基準】

- 下請事業者の生産性の向上及び製品若しくは情報成果物の品質若しくは性能又は役務の品質の改善
- 親事業者の発注分野の明確化及び発注方法の改善
- 下請事業者の施設又は設備の導入、技術の向上及び事業の共同化
- 対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善
- 下請事業者の連携の推進

円高時における下請取引の適正化について

円高に伴い、製品の価格競争力が低下し、あるいは、売上・利益が減少する中で、輸出企業による一層のコスト削減の取組が想定されます。

1. 円高時における望ましい企業間取引

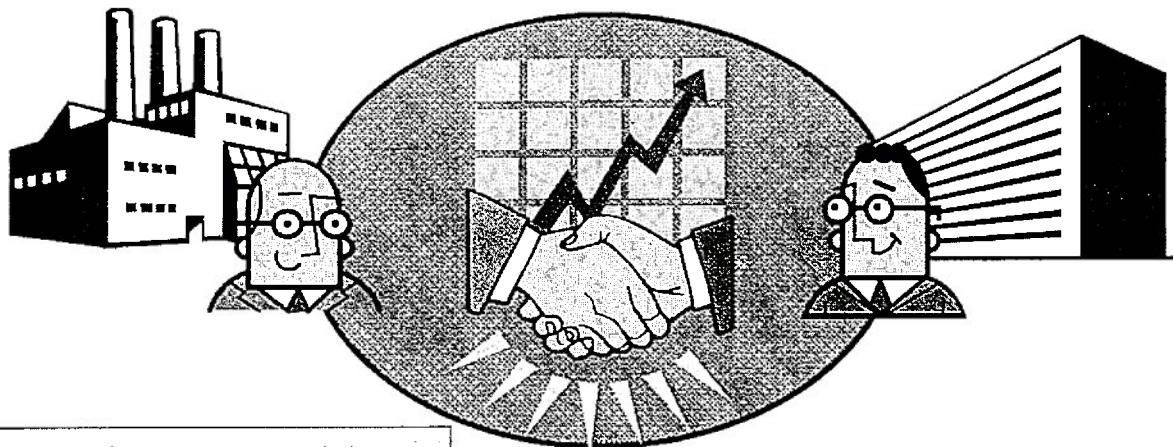
コスト削減に当たっては、親事業者と下請事業者が十分に協議を行い、“win-win”の取引関係の構築を目指すことが望まれます。

下請取引におけるコスト削減に向けたベストプラクティス事例としては、以下のようなものが挙げられます。

(詳細は「下請適正取引の推進のためのガイドライン」ベストプラクティス集を参照)

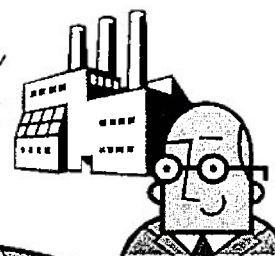
親事業者と下請事業者が協議して取り組んだ事例

○調達方法の見直し、新工法開発、低コスト設計等について親、下請事業者双方からの提案を通じ原価を低減。成果は両者でシェアしている。(素形材・熱処理、自動車、産業機械・航空機等)



親事業者が取り組んだ事例

○原価低減は、品番毎にコスト削減のポテンシャルを評価して合理的な根拠に基づいて交渉し、一律の値下げは行わないよう購買関係者を指導している。(自動車)



下請事業者が取り組んだ事例

○下請ガイドライン、業界要望書、原材料価格推移表の3点セットを根拠に発注側を納得させるよう価格交渉をしている。(自動車)



2. 円高時に注意すべき下請代金法違反事例

下請代金支払遅延等防止法（下請代金法）では、親事業者による優越的地位の濫用を防止し、下請事業者の利益を保護するため、親事業者の義務と禁止行為を定めています。

親事業者の義務

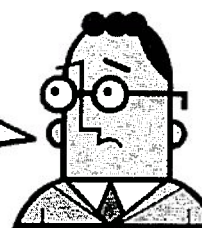
- ・注文書の交付義務
- ・書類作成・保存義務
- ・下請代金の支払期日を定める義務
- ・遅延利息支払義務

親事業者の禁止行為

「買ったたき」「下請代金の減額」「支払遅延」「受領拒否」「不当な給付内容の変更」等を禁止

下請事業者への一方的な下請単価の引き下げ、受領拒否等は同法違反となるおそれがあります。円高時に想定される違反事例として、以下のような例があげられます。

（例）円高が進む中で、国際的な価格競争力を維持するために、下請事業者が受注している部品について、従来の単価から一律一定率引き下げて、一方的に通常より著しく低い単価とされた。



「買ったたき」に該当します

親事業者が発注に際して下請代金の額を決定するときに、発注した内容と同種又は類似の給付の内容（又は役務の提供）に対して通常支払われる対価に比べて著しく低い額を不当に定めること。

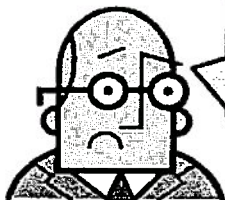
（例）円高の進行に伴い、親事業者と下請事業者の間で単価の引下げが合意されたが、単価引下げの合意日前に発注したのものについても新単価を遡って適用し、下請事業者に支払うべき代金が一方的に差し引かれた。

「下請代金の減額」に該当します

親事業者が発注時に決定した下請代金を「下請事業者の責に帰すべき理由」がないにもかかわらず発注後に減額すること。



（例）親事業者が外貨建て輸出した完成品の価格が、円ベースで目減りしたため、親事業者から支払われる下請代金の8割は納品から60日以内に支払われたが、残りの2割の支払いは為替相場が安定してからという条件になった。



「支払遅延」に該当します

親事業者が物品等を受領した日（役務提供委託の場合は、役務が提供された日）から起算して60日以内に定めた支払期日までに下請代金を全額支払わないこと。

「下請中小企業震災復興特別商談会」を東京で開催します

中小企業庁は、東日本大震災により影響を受けた中小企業の新規取引先の確保を支援するため「下請中小企業震災復興特別商談会」を開催します。

被災地域では、未だ震災の影響が大きく残る状況ではありますが、一方で復興し、被災前同様の操業を行っている企業も多くあります。

本事業の趣旨をご理解いただき、本商談会にご参加ください。

詳しくは、ホームページを確認いただくか、開催事務局までお問い合わせください。

○日時

平成23年11月29日（火）13:00～17:30

13:00～13:15	面談方法説明
13:15～16:10	予約面談（一回15分程度の個別面談（事前に商談スケジュール等を決定します。ご希望に添えない場合がありますので予めご了承ください。））
16:20～17:20	フリー面談（一回10分程度の個別面談（事前予約なし。受注企業が発注企業のブースを訪問しますので順次面談頂くことになります。）
17:20～17:30	名刺交換会

※当日のスケジュールは、変更になる場合があります。

○場所

東京都産業貿易センター 浜松町館（東京都港区海岸1-7-8）

○参加料

無料（交通費は、参加者様でご負担願います。）

○参加資格

工業製品の製造委託先等の新規開拓を希望する発注企業

※参加受注企業は、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県に事業所を有する中小企業を予定。

○申込方法

①インターネットでのお申し込み

専用ホームページにアクセスし、「申込みフォーム」よりお申込みください。

②メールでのお申し込み

申込書に必要事項をご記入の上、メールにファイルを添付して事務局までお申し込みください。

③ファックスでのお申し込み

申込書に必要事項をご記入の上、事務局まで送付してお申し込みください。

○専用ホームページ

インターネットでの申込や申込書（メール・ファックス用）のダウンロードができます。

<http://netans.jp/syoudankai-B2023/>

○開催までの流れ（予定）

10月14日 参加発注企業募集締切（予定80社）

（10月27日 参加受注企業（予定250社）確定）

11月 4日頃 面談希望確認（参加受注企業一覧から面談希望先をお選び頂きます。）

11月16日頃 予約面談スケジュール通知

○申込先・問い合わせ先

下請中小企業震災復興特別商談会開催事務局（株式会社帝国データバンク内 担当：高橋・平石）

電話：03-5775-3164 / FAX：03-5775-3168

メール：syoudankai@mail.tdb.co.jp

中小企業庁では下請取引適正化に向けた取組を実施しています ～各種講習会等にご参加ください～

企業の社会的責任として適正取引を実現し、ビジネスパートナーである下請事業者と良好な関係を築くためには、経営者や従業員が下請代金支払遅延等防止法（下請代金法）違反を未然に防止することが重要です。

下記のとおり、下請代金法等の各種講習会等を実施しています。

○下請取引改善講習会（無料）

大企業及び中小企業の主に資材、購買、外注等の業務を担当、又は管理している方々を主対象とし、下請代金法や下請振興法の詳細解説の他、下請適正取引に関する情報を紹介します。

<http://zenkyo.or.jp/seminar/course.htm>

○業種別 下請代金法・下請ガイドライン説明会（無料）

「下請代金支払遅延等防止法」の概要と違反事例、下請事業者と親事業者の理想的な取引などを例示した「下請ガイドライン」を業種毎の特性を考慮して解説する説明会を開催しています。

<http://www2.chuokai.or.jp/hotinfo/shitauke-guideline.htm>

○下請取引適正化推進シンポジウム及びセミナー（無料）

下請代金法等に関する講演や親事業者の取組事例を紹介するシンポジウム及びセミナーを開催します。

<http://www.shitauke-tekiseika.jp/>

○下請代金法トップセミナー（無料）

大企業及び中小企業の管理職クラス並びに業界団体の役員クラスを主対象とし、下請代金法や企業間取引紛争解決に精通した弁護士によるポイント解説を行います。

<http://www.shitauke-top.jp/>

中小企業業ホームページでも情報が確認できます。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/seminar.htm>

下請代金法簡易試験問題を作成しました ～下請代金法の理解度チェックや企業内研修にご活用ください～

中小企業庁では、下請代金法の理解をより深めていただくために下請代金法の簡易試験問題（30問）を作成しました。

下請代金法の基本的な問題となっており、各問の解説もされています。

個人の理解度のチェックや企業内研修にご活用ください。

【例題】

親事業者は、顧客から前年比5%の製品単価の引き下げ要請があった等の明確な理由があれば、下請事業者と協議することなく、一方的に部品単価を5%引き下げてもよいか。

（回答と解説は、簡易試験を受けて確認してください）

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shiken.htm>